

# 南島原市ニュース

令和3年1月20日

タイトル 新型コロナウイルス対策予算を追加しました

新型コロナウイルス対策費を追加した総額1億5,454万円の補正予算を、1月19日に専決処分しました。

主な内容は、次のとおりです。

長崎県が県内全域で1月20日から2月7日までの間、飲食店などへ営業時間の短縮を要請することから、新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金に要する経費を計上。

補正予算額は1億5,454万円。

担当部署	総務部 財政課	担当者	米田 伸也
直通	0957-73-6625	E mail	<a href="mailto:zaisei@city.minamishimabara.lg.jp">zaisei@city.minamishimabara.lg.jp</a>
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			

## ◎ 令和2年度 第10回補正予算の概要

今回の補正予算は、長崎県が県内全域で新型コロナウイルス感染拡大防止策として、1月20日から2月7日までの間、飲食店などへ営業時間の短縮を要請することから、本市における新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金に要する経費を計上いたしました。

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金に要する経費 1億5,454万円

その結果、令和2年度第10回補正予算の総額は、

一般会計 1億5,454万円

で、これを現計予算と合算すると、

一般会計 434億5,667万3千円

となります。

これを令和元年度12月補正後予算と比較すると、

一般会計 58億9,988万8千円の増

となり、伸び率は、

一般会計 15.7%の増

となっています。

### 一般会計

単位：千円

区分	件数	予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
事業継続支援	1	154,540	0	139,298	0	0	15,242

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る 営業時間短縮要請

## 要請内容

県内全域で午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業（午後7時以降の酒類の提供）を行わないよう要請します。

要請期間 令和3年1月20日(水)～2月7日(日)

対象地域 県内全域

対象施設 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの)

### 【対象施設の具体例】

居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等

※宅配・テイクアウトサービス、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機コーナー、飲食スペースを有さないキッチンカーは対象外です。

## 時短要請協力金

上記要請期間の全期間(1月20日～2月7日)で営業時間の短縮に協力いただいた店舗を対象に、1店舗あたり76万円を支給します。

- ※以下の店舗は協力金の支給対象外です。
- ・従来の営業時間が午後8時までの店舗
  - ・今回の要請前に既に廃業、休業している店舗

◎申請方法や申請受付期間など詳細については、1月下旬を目途に県ホームページへ掲載予定です。

相談窓口 電話:095-895-2618 受付時間：9時00分～17時45分  
土日祝日含む ※1月17日開設